

間税会ニュース

令和4年9月15日
No. 65



〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16番11号 上田正浩税理士事務所内 TEL 092(885)8326
FAX 092(400)2831

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真等提供：五島間税会

鬼岳（長崎県五島市）

鬼岳は、標高315m、全面が芝生に覆われ、その名とは裏腹に美しい流線形を描く火山（スコリア丘）です。周辺には11の単成火山があり、それらの噴火で流れた溶岩が、人々が暮らす平らな大地を作っています。

福江の市街地や近くの島々を一望でき、遠足や五島の伝統工芸「ばらもん凧」の凧揚げなどの催し物の定番スポットとして観光客や地元の人に親しまれています。

そんな鬼岳が数年に一度、真っ赤に燃える日があります。草原の景観維持や害虫駆除を目的に行われる山焼きです。山焼きの後、真っ黒になる山肌ですが、春になると鮮やかな緑の新芽に覆われ元の美しい景観がよみがえります。

(目次)

●福岡局間連第49回通常総会	2	●福岡局間連の今	8
●祝辞	3	●新専務理事の就任と 事務局の移転について	11
●会長顕彰	5	●税情報	12
●福岡局間連役員名簿(専門委員会別)	6		
●福岡国税局幹部間税会担当官のご紹介	7		

第49回通常総会を開催。

主催	福岡国税局間税会連合会
日時	令和4年6月9日（木）
場所	オリエンタルホテル福岡 博多ステーション

福岡国税局間税会連合会（中野文治会長）は6月9日、福岡市博多区のオリエンタルホテル福岡・博多ステーションで第49回通常総会を開催した。

当日は来賓として、福岡国税局から平井局長、山本課税第二部長、岡田消費税課長のほか、石松福岡税務署長、鈴木博多税務署長、岩松佐賀税務署長、井上長崎税務署長、また、全国間税会総連合会から關口副会長、吉田専務理事、その他友誼団体から、多数の代表のご臨席を賜りました。

中野会長のあいさつの後、議長に同会長を選出して議事に入り、提出5議案は、いづれも満場一致で可決承認されました。

引き続き、功績者、永年在職功労者、会員加入勸奨功労者の表彰が行われ、終了後、平井局長と關口副会長よりご祝辞をいただきました。

総会后、日本再生医療学会の千葉俊明氏による「幹細胞～再生医療でどれだけ若返るかいつまでも健康で若々しく生きるために」と題した記念講演会を開催。

最後は、新型コロナウイルス感染症対策をとっての懇親会の開宴となり、3年ぶりの交流を楽しみました。



第49回通常総会



記念講演会



懇親会



〈祝 辞〉

福岡国税局長

平井 康夫(現 財務省大臣官房付)

本日、ここに福岡国税局間税会連合会の第49回通常総会が盛大に開催され、すべての議事が滞りなく終了されましたことを、心からお慶び申し上げます。

間税会の皆様におかれましては平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことを、本席をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

加えて、中野会長の叙勲受章をはじめ会長顕彰により表彰を受けられた皆様は、これまで会員増強による組織の拡大や消費税完納運動の推進などにご尽力され、間税会活動の活性化や税の啓発活動に多大な貢献をされた方々であります。

皆様のこれまでのご功績に敬意を表しますとともに、本日の受彰に対し心からお祝い申し上げます。

さて、貴連合会は昭和48年3月の発足以来、消費税を含めた間接税に関する民間団体として会長をはじめとする役員の皆様の力強いリーダーシップのもと、消費税のあり方等について提言活動や、福岡国税局管内の31各間税会の活動支援に努めてこられました。

また、各間税会におかれましても、「消費税完納運動の更なる推進」や「税の標語」の募集といった税に関する啓発運動に積極的に取り組まれ消費税に関する正しい税知識の普及や納税道義の高揚に寄与されておられます。

これらの活動に対し、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

御承知のとおり、来年10月からは、消費税のインボイス制度が開始されます。

間税会の皆様には、会報誌への制度案内文の掲載など、周知・広報にご協力いただきましてありがとうございます。

昨年10月からは、インボイスを交付するために必要となる登録申請の受付が始まっております。登録を予定されている方におかれましては、e-Taxを通じて早めの申請をお勧めしております。既に登録されたお方におかれましては、取引先に登録番号を通知していただくとともに、取引先の登録状況を確認していただくなどの対応が必要です。制度の開始に向けた御準備を着実にすすめていただくようお願いいたします。

さて、消費税の税収は、令和2年度から所得税の税収を抜き基幹税の中で最も多くなるなど、消費税の重要性が高まっており、間税会の役割は、これまで以上に益々重要になってまいります。

間税会の活動がより充実したものとなりますよう、従来にも増して連携・協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政のよき理解者として、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡国税局間税会連合会及び管内各間税会の益々の御発展と、本日御臨席の皆様の御健勝、事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の祝辞といたします。



〈祝 辞〉

全国間税会総連合会

会長 片岡 直公

ただ今、福岡国税局間税会連合会第49回通常総会の全議案の審議が滞りなく終了され、誠にめでたうございます。福岡局間連の皆様には、平素から全間連の会務運営につきまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、福岡国税局長の平井康夫様をはじめ国税ご当局の皆様には、間税会に対しまして、深いご理解とご指導・ご支援を賜っております。この機会に改めて厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響により、間税会活動が制約される中、三年振りに通常総会が開催される運びになりましたこと、先ずもって嬉しく思っております。感染状況が下火になり、間税会活動が従来どおり再開できるようになりますことを切に願っております。

ところで、全間連の第四十九回通常総会につきましては、来る九月九日、貴連合会に担当していただき開催する運びとなっております。コロナ禍の中での開催であり、何かと開催準備に多大なお手数をお掛けしておりますが、会員の皆様のご理解とご尽力をお願い申し上げますとともに、国税ご当局のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和二年に入り世界的に蔓延した「新型コロナウイルス感染症」により、社会経済活動の制約や国民生活の自粛が求められて既に三年目に入っておりますが、依然として新規感染者数が高止まりしており、この先が見通せない状況が続いております。

また、本年二月にはロシアによるウクライナ軍事侵攻が開始され、多くの方々が亡くなるとともに、甚大な被害と多くの方々の避難生活が続いており、一日も早い収束を強く願っております。

全間連では、平成二十六年四月以降の消費税率の引上げに伴い、消費税の会である間税会の果たすべき役割が、益々、高まってくるとの認識の下、平成二十六年四月以降の六年間において最重点施策を三点、すなわち、一点目が「消費税完納運動の更なる推進」、二点目が「消費税の啓発活動等の充実」、そして三点目が「会員増強による組織拡大等」を決定し、より積極的な取組みを展開するようお願いしてきた結果、それ相応の成果を上げていただきましたこと、深く感謝申し上げます。

しかしながら、特に令和四年四月一日現在の会員数を見ますと、前年度に比べて約二千六百名少ない約八万四千名となっております。二年連続して大幅な減少になったため、全間連の最重点施策として六年間取り組んだ結果である令和二年四月一日現在の会員数約九万名に比べて、約六千名という大幅な減員となっております。極めて深刻な状況となっております。

したがって、各局間連におかれましては、極めて深刻な会員状況にあることを強く認識していただきまして、間税会の仲間を一人でも増やすための取組みを積極的に展開していただきますとともに、退会防止にもご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

また、全間連が導入に強く反対して参りました消費税の軽減税率制度が令和元年十月から消費税率十パーセントへの再引上げに併せて実施されるとともに、令和五年十月から仕入税額控除の仕組みが「区分記載請求書等保存方式」から、いわゆるインボイス制度「適格請求書等保存方式」に改められるなど、消費税制度も新たな時代を迎えております。

全間連としましては、引き続き、消費税のインボイス制度を始めとする「税に関する周知・啓発活動」や、関係者から高い評価をいただいております「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル等の配布活動と「税の標語」の募集活動などを積極的に展開することにより、組織の活性化と拡大に努めて参りたいと考えておりますので、宜しく申し上げます。

また、e-Taxの利用促進や、マイナンバー制度の適正利用・マイナンバーカードの取得と利活用の呼掛けにもご尽力をお願いいたします。

なお、間税会活動の実施に当たりましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、感染リスクの回避策や国税ご当局からの助言などを仰ぎながら適切に対応していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、福岡局間連及び傘下各会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしております。

また、国税ご当局の一層のご指導・ご支援、友誼団体のご厚誼をお願い申し上げますとともに、ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



受彰されました皆様おめでとうございます。
心よりお祝い申し上げます。

会 長 顕 彰



(1) 功績者表彰

○叙勲褒章受章者

旭日小綬章 令和3年秋 中野 文治 様 (博 多 間税会)

○納税功労表彰受章者

国税局長表彰

高場 保信 様	(大 川 間税会)
高橋 信郎 様	(八 女 間税会)
中島 良一 様	(田 川 間税会)
浜本 和彦 様	(行 橋 間税会)
西山 晴男 様	(伊万里 間税会)
石丸 利行 様	(長 崎 間税会)
福田 金治 様	(佐世保 間税会)

(2) 永年在職功労者表彰

役員等として10年以上その職にあった者

川口 利弘 様 (香 椎 間税会)

(3) 組織拡大功労団体表彰

(該当なし)

(4) 会員加入勸奨功労者表彰

所属間税会の会員加入に多大な功労があった者

※所属間税会の総会時に顕彰

進藤 彰 様 (西福岡 間税会)



福局間連役員名簿（専門委員会別）

令和4年6月

役職 単会	会 長 副会長	常任理事	理 事（委員会委員）				監事
			総 務	会務運営	税 制	広報	
福 岡	新井洋子 (総務副委員長)	久芳 志治	小齊 康正		中村 克久		玉江 正道
西福岡	橋本千代次 (広報委員長)		小熊坂 哲	友納 剛		岩本 芳浩	満生 順子
博 多	(会長) 中野 文治 河野 武司 (広報副委員長)	藤田ひろみ	森 純子			安恒 寿人	
香 椎		川口 利弘				山田 真治	
筑 紫	田代 雅人 (税制副委員長)		前田 健吾				
八 幡		加來 典晴	石橋 孝三	原田 倫子			
若 松		白石 信和					
直 方		横溝 淳弥					
田 川		梶原 孝文					
飯 塚		樺島 典仁				松隈 隆和	
久留米	稗島 行雄 (会務運営委員長)	橋本 巖		飯笹 学	尾籠 博司		
甘木朝倉		矢野 清博			田中 博文		
大 川		江藤 義行				江上 義紀	
八 女		福島 成孝	高橋 信郎				
大牟田		井上 信弘					
小 倉	大久保昌逸 (総務副委員長)		原田 昭人	桑島 宏子	西賀 徹	異島 明子	
門 司		門田 進一		河原 珪子		前川 善一	
行 橋		上田 大作		林 元治			
佐 賀	本島 直幸 (総務委員長)			中村 直紀	福岡 桂		
鳥 栖		松尾 政博				宮地 数義	
唐 津		福井浩二郎					
武 雄	西村 幸 (税制委員長)						
伊万里		山浦 義行					
長 崎	鈴木 茂之 (総務副委員長)		塚本 敏				
諫 早		瀬頭 信介					
佐世保		池田 敏章			宮川 茂則		
島 原		石川 嘉則					
平 戸		福田 詮	堤 好男				
五 島		野口 喬史					
壱 岐		辻田多喜夫					
対 馬		渡邊 昭二		森 昭春			
計	10	25	9	8	6	8	2
事務局	(専務) 上田 正浩 (会務運営副委員長)						

福岡国税局幹部 ご紹介 (敬称略)

福岡国税局では7月に定期人事異動がありました。



福岡国税局長

高橋 俊一

(熊本県出身)

平成 5 年 4 月 大蔵省入省
26 年 4 月 東京国税局査察部長
27 年 7 月 大臣官房企画官兼主税局税制第三課
主計局給与共済課長
28 年 6 月 主税局主計官(総務、地方財政、財務係担当)
29 年 7 月 主税局主計官(総務、地方財政、財務係担当)
30 年 7 月 関税局関税課長
令和 2 年 7 月 国税庁長官官房人事課長



福岡国税局
課税第二部長

中村 幸彦

(福岡県出身)

昭和 57 年 4 月 福岡国税局入局
平成 26 年 7 月 福岡国税局 調査査察部 査察第二部門 統括官
27 年 7 月 福岡国税局 調査査察部 査察第一部門 統括官
28 年 7 月 福岡国税局 調査査察部 査察管理課長
30 年 7 月 大阪国税局 長田税務署長
令和 元年 7 月 福岡国税局 総務部 総務課長
2 年 7 月 国税庁 長官官房 福岡派遣首席国税庁監察官

間税会事務担当者の紹介



福岡国税局
課税第二部
消費税課長

元松 利孝

(出身) 福岡県
(前職) 総務部 情報システム課長
(趣味) 家庭菜園
(座右の銘) 思い立ったが吉日
(間税会に一言)

間税会の皆様方と連携・協調を密に行い、良好な関係を築きたいと考えております。
何卒よろしくお願いいたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

末松 真見

(出身) 愛媛県
(前職) 留任
(趣味) 季節を楽しむこと
(座右の銘) 気は持ちよう
(間税会に一言)

2年目になります。
引き続きよろしくお願いいたします。



福岡国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

長野万紀子

(出身) 兵庫県
(前職) 消費税課 消費税係
(趣味) 映画鑑賞
(座右の銘) 七転び八起き
(間税会に一言)

間税会の皆様からご指導いただきながら、活動について学んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

福岡局間連の今

福岡局間連は、消費税導入後、平成5年5月に1署1間税会（31間税会）体制を達成してから、今日まで間税会発展のために諸施策を企画、立案、実施して、会務運営の充実強化に努めてきたところであるが、間税会の存在感を高めるため、また、事業活動の活性化のために、会員数1万人社超を目標に組織の拡充強化に取り組んできたところである。しかし、昨今の経済情勢、新型コロナウイルスの感染禍の影響もあり、局間連が定めた会員増強の数値目標には程遠い状況にある。

1 組織状況

(1)会員数

当局間連の最大会員数は平成12年3月末の13,572人社で、その後減少が続き直近5年間はそれが顕著になっている。そこで会員増強のため、数値目標の設定及びその方法・手段の共有、並びに組織増強功労表彰の充実を図ることとしている。

会員数の推移

(単位・人社)

区 分	30・3	元・3	2・3	3・3	4・3
会 員 数	9,068	8,849	9,000	8,608	8,468
前年度対比	△ 109	△ 219	151	△ 392	△ 140

(2)青年部・女性部の結成状況

青年部・女性部は、間税会の会務運営に当たって重要な組織と認識しており、研修会やチャリティ等、その活発な活動の成果は、本会の会務運営に大きく影響している。

青年部と・女性部の結成状況

(結成22間税会・787人—令和4年4月1日現在)

間税会数	結成区分	青年部員	女性部員
5	青 年 部	129	
	女 性 部		188
6	青年女性部	172	54
11	青 年 部	232	12
22	計	533	254

(3)事務局の設置状況

間税会活動の活性化・効率化のためには、①役員の間税会に対する理解と同時に、②事務局の充実（独立の事務局、専任の職員等）が大きく影響する。当局間連では、独立の事務局、専任の職員を持っている単位間税会は皆無なので、会務のための事務処理に円滑さを欠くらいがあった。そこで、平成7年に「事務局のための間税会事務のしおり」を作成、単位間税会に配付した。そして毎年追録を配付し加除整理を行っている。

事務局の設置状況

設置場所	単会数	設置場所	単会数
法人会事務所	13	小売酒販組合	1
税理士事務所	4	間税会・会長	3
商工会議所	4	副会長等役員	4
家具工業組合	1		
中小企業団体	1	計	31

2 活動状況

(1)会議等開催状況

会議の効率化・省力化を図りながら、次のように会議を開催し、福岡局間連及び単位間税会に共通する会務について、意見交換・協議を行っている。

会議の種類と開催状況

会議名	開催月	摘要
正副会長・委員会委員合同会議	2月上旬 5月上旬 8月上旬	注1.2
常任理事会 (理事会)	2月上旬 5月上旬 8月上旬	注2
総会	6月上旬	
事務長会議	8月下旬	
ブロック間税会連絡協議会 (6ブロック)	9月中旬～10月下旬	(2)を参照

(注1) 委員会組織は、総務・会務運営・税制・広報の4委員会である。

(注2) 2月・8月の会議は、全間連の常任理事会を踏まえて、開催している。

(2)ブロック間税会連絡協議会の概要

①設置理由

当局間連は、県連組織を設けず、これに代わる具体的・効果的な組織として、平成5年にブロック間税会連絡協議会を設置して、毎年開催している。税務当局の出席を得、議題に応じた支援・指導を受けている。

ブロック 編成	福岡県				佐賀県	長崎県	計
	福岡	北九州	筑豊	筑後	佐賀	長崎	
間税会	7	5	3	5	5	6	31
参加者	各間税会とも、会長・副会長・事務局のほか役員を含め3～5名						

②会議のポイント

- イ 間税会の抱えている問題点・あい路・改善すべき事項等を情報交換し検討協議している。
- ロ 間税会相互の連絡協調や、各間税会の運営に資することとしている。

(3)間税会ニュースの発行

20年前から、それまでの会報の発行に代えて、間税会ニュースを年3回発行している。間税会ニュースは①局連・単位間税会・会員をつなぐパイプ役としてばかりでなく、②消費税をはじめとする間接諸税についての最新情報誌としての役割を持たせつつ、③会員相互の意思の疎通を図る場となるよう努めているところである。

(4)ホームページの充実

平成24年9月、今後のインターネットの重要性に鑑み、当局間連のホームページを開設。団体紹介、活動報告、新着情報、間税会ニュースの案内、関連サイト等、多項目の内容となっている。特に最新の情報を簡単な操作で提供することに配慮し、トップページにバナーを設けている。なお、単位間税会も順次開設を進めている。

(5)「世界の消費税」クリアファイルの配付

「世界の消費税」クリアファイルは、街頭広報、税の標語参加中学校等への配付、税務関係団体、及び間税会役員会社等のPR促進材として活用されており、間税会の活動の中でも大きなフアクターとなっているので今後とも配付部数の拡大を図りたいと考えている。

区 分	2年度	3年度	4年度
配付部数	64,200	61,000	62,800
前年比	△ 19,050	△ 3,200	+ 1,800

(6)「税の標語」募集

税の標語の応募数は毎年増加しているものの、応募があるのは12単位間税会程度であり、かつ一般応募、会員応募が少ないなど、今後とも力を入れていく必要がある。

区 分	元年度	2年度	3年度
応募数	8,532点	3,517点	8,203点
応募単会数	12	12	10
前年比	+ 501	△ 5,015	+ 4,686

(7)消費税アンケート調査

消費税アンケート調査は、税制改正等の提言活動の基礎となるものであり、非常に重要な取り組みであるが今一步の感があり、回収率の向上に努めたいと考えている。(配付部数約1,500部)

区 分	2年4月	3年4月	4年4月
回収率	59.7%	68.9%	71.3%

(8)「税を考える週間」行事の充実

各単位間税会は他の税務関係団体との協調と創意工夫を図りながら、研修会、講演会、税のコンサート、チャリティ行事等積極的な広報活動に取り組んでいる。

新専務理事の就任と事務局の移転について

去る6月9日（木）に開催されました福岡国税局間税会連合会第49回通常総会におきまして、市丸 徹専務理事が退任し、上田正浩専務理事が新たに就任いたしました。

ただし、9月9日（金）の全間連第49回通常総会長崎大会終了までは事務の都合上、事務局は従来そのままとして運営してまいりましたが、9月12日（月）に全面移管が完了いたしましたので、ここにご案内します。

今後ともよろしく願いいたします。

（福岡国税局間税会連合会・新事務局）

・専務理事 上田 正浩（税理士）

・新事務局

〒819-0046

福岡市西区西の丘2-16-11

上田正浩税理士事務所内

TEL (092) 885-8326

FAX (092) 400-2831

令和4年8月5日、福岡国税局からマイナンバーカードの積極的な取得等について、周知・協力依頼がありました。

福岡二消（総）第36号
令和4年8月5日

福岡国税局間税会連合会
会長 中野 文治 殿

福岡国税局長
高橋 俊一

マイナンバーカードの積極的な取得等の周知について（協力依頼）

税務行政につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
税務行政のデジタル化の推進など最近の社会情勢の変化等を踏まえ、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードの普及については、政府全体として、積極的な取得の促進に取り組んでいるところ、マイナンバーカードの普及によりe-Taxの利用が促進され、納税者の利便性向上につながると考えられることから、国税当局においても、積極的に取得促進に取り組んでおります。

つきましては、マイナンバーカードの取得につきまして、別添1を貴会のホームページに掲載いただくなど、会員の皆様へ積極的に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書（以下「交付申請書」という。）が順次送付されております。この交付申請書に記載されたQRコードをスマートフォン等で読み取り、顔写真の登録と簡単な入力で、マイナンバーカードの申請をオンラインで簡単に行うことができます。

また、現在、マイナンバーカードの新規取得のほか、健康保険証の利用申込み及び公金受取口座の登録をした方を対象とした「マイナポイント第2弾」が実施されており、このマイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期間は9月末までとなっておりますので、積極的な周知を重ねてお願い申し上げます。

2 キャッシュレス納付の利用拡大について

国税当局では、納税者の利便性の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割程度とすることを目指しており、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付（ダイレクト納付、クレジットカード納付、電子納税（インターネットバンキング等）及び振替納税の4種類があります（別添2））の利用を推奨していますので、より多くの方に利用いただけるよう、貴会のホームページや会報誌等に別添2を掲載いただくなど、積極的な周知をお願い申し上げます。

特に、源泉所得税を毎月納付する方におかれましては、ダイレクト納付は簡単で便利な納付手段となっており、その簡便性や利便性を感じていただくため、当局におきまして、e-Taxによる源泉所得税の徴収高計算書の作成・送信及びダイレクト納付手続の操作方法の動画を作成し、国税庁動画チャンネル（YouTube）に掲載しました。

別添3のQRコードを読み込んでいただきますと、スマートフォンなどで動画を見ながらe-Taxの操作をすることが可能ですので、別添3についても貴会のホームページや会報誌等に掲載いただくなど、是非、多くの皆様に、本動画をご覧の上、ダイレクト納付をご利用いただけるよう、積極的な周知を重ねてお願い申し上げます。

3 インボイス制度に係る事業者の早期登録申請のご案内及び講師派遣について

来年10月から開始するインボイス制度については、制度開始時からインボイスを発行するためには原則として来年3月末までに適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があります。

インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の皆様については、早期の登録申請をお勧めしております。

なお、個人事業者の確定申告に合わせて多くの登録申請が見込まれるほか、令和5年3月が近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されるため、登録申請を行われる時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までに時間を要することが想定されます。

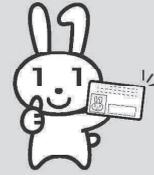
つきましては、インボイス制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴会の会員の皆様に周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

また、貴会が主催する会員向けの説明会・研修会に職員を講師として派遣させていただきますので、説明会・研修会の開催につきましても積極的に御検討いただけますと幸いです。講師の派遣を希望される場合は、国税局又は税務署へ御相談いただきますようお願い申し上げます。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！



本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！

コンビニで各種証明書が取得できる！※1 ※2

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。

健康保険証としても使える！※3

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。

給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

オンラインで行政手続きができる！※1 ※4

確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。

新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です

便利な「マイナポータル」が使える！※1 ※4

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。

民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかりません。

※1 市区町村によってサービスが異なります ※2 毎日6:30から23:00まで利用できます(市区町村により異なる場合があります) ※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント 第2弾 実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると **最大 20,000円分** のポイントがもらえる！

カード取得は、お早めに！

- 1 マイナンバーカードの新規取得等※で **5,000円分** のポイントがもらえる！
2022年1月1日から実施中
- 2 健康保険証としての利用申込みで **7,500円分** のポイントがもらえる！
6月30日から ポイントの申込み受付・付与を実施中
- 3 公金受取口座の登録で **7,500円分** のポイントがもらえる！

※カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます 詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→

マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなりますのでお早めに！

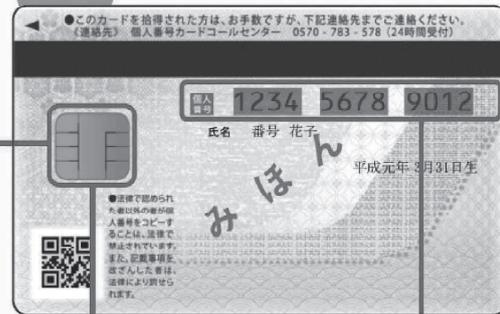
マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて 顔写真付き！
対面での本人確認書類に！



うら ICチップ付き！
オンラインでの本人確認に！



なりすましはできません。

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報が入っていません。

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報
記録されません。

電子証明書を使うため、
オンラインでの利用には
マイナンバーは
使われません。

マイナンバーを
見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバー
カードの
最新情報



そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27

ご自宅や会社から

キャッシュレス納付



してみませんか？

国税の納付手続には、以下4種類のキャッシュレス納付があります！！

1 ダイレクト納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
e-Taxにより申告書を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付する方法 ※ 事前手続が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> • e-Taxで申告等をされている方 • 源泉所得税など、頻繁に納付をされている方 • 日付指定で納付をされたい方 	

2 クレジットカード納付

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
インターネット上でのクレジットード支払機能を利用して納付する方法 ※ パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払いサイト」(https://kokuzei.noufu.jp)へアクセスし、所定の項目を入力	<ul style="list-style-type: none"> • クレジットカードを頻繁に利用されている方 • スマホやインターネットに接続可能なパソコン等をお持ちの方 ※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。	

3 電子納税

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
契約しているインターネットバンキング等から納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> • e-Taxで申告等をされている方 • インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	

4 振替納税

納付方法	こんな方におすすめ	詳細
届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落としにより納付する方法 ※ 個人の方の所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。 ※ 事前手続が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> • 申告所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業者の方 	

国税の納付手続に関するお問合せは、各税務署 管理運営部門までお願いします。

はじめよう！ ダイレクト納付！



ダイレクト納付とは・・・

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。

※インターネットバンキングの契約は不要です。

メリット1

全て自宅や会社で
納付が完了！



メリット2

納付日の指定が
できて便利！



メリット3

利用に当たり
手数料は不要！



ダイレクト納付の操作方法を **YouTube** で 御覧いただけます！

① ダイレクト納付利用のための事前準備 (2ステップ！)

事前準備 STEP 1 e-Taxの開始届出書の提出

e-Taxを利用するために必要な、利用者識別番号と呼ばれる「ID」を取得します。 ※ 初回手続きのみ

詳しくはこちら
(YouTube)



事前準備 STEP 2 ダイレクト納付利用届出書の提出

ダイレクト納付で利用する金融機関の預貯金口座等を登録します。

※ 初回手続きのみ

詳しくはこちら
(YouTube)



② 源泉所得税の徴収高計算書の作成～ダイレクト納付手続

e-Taxで源泉所得税の徴収高計算書を作成・送信し、引き続き、ダイレクト納付の手続を行います。

簡単に徴収高計算書の作成と納付手続ができます！

詳しくはこちら
(YouTube)



はじめよう！ 源泉所得税徴収高計算書の e-Tax提出！

ご存知ですか？

e-Taxを利用すると、源泉所得税の徴収高計算書を、ご自宅や会社から簡単な操作で作成・提出することができます。

画面上で手続きが完結するため、税務署から徴収高計算書の用紙を取り寄せたり、支払の内容に応じて用紙を使い分けたりする必要もありません。

メリット1



メリット2



メリット3



※ e-Tax利用可能時間 火曜日～金曜日：24時間（休祝日の翌稼働日は8時30分から）、月・土・日・休祝日：8時30分～24時

操作方法を **YouTube** で御覧いただけます！

事前準備：e-Taxの開始届出書の提出

e-Taxを利用するために必要な、利用者識別番号と呼ばれる「ID」を取得します。 ※ 初回手続きのみ

詳しくはこちら
(YouTube)



源泉所得税徴収高計算書の作成・送信

e-Taxで源泉所得税の徴収高計算書を作成・送信します。
簡単な操作で手続きが完了します！

詳しくはこちら
(YouTube)



消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

📢 「インボイス」とは

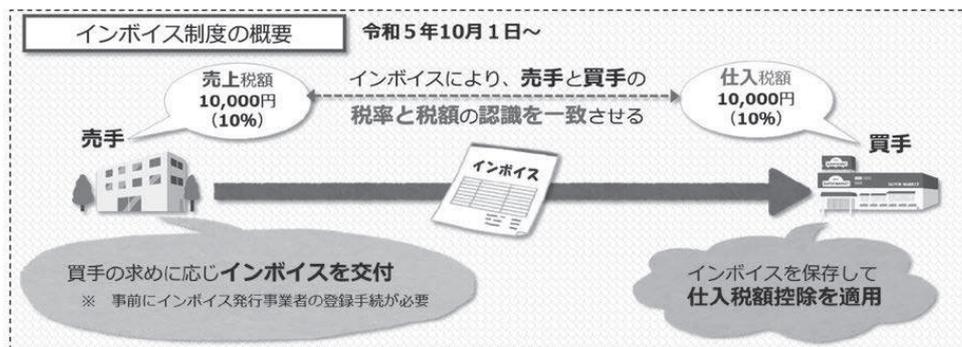
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)